

衆院憲法審査会自由討議要旨

四月刊
2021·4·15

衆院憲法審査会で十五日行
われた各党による自由討議の
要旨は次の通り。(国民投票
法改正案に関する法案審議部
分は省略) = ③面参照

票法は投票環境向上による規制など投票の質の向上、それぞれの観点から議論は続けていく。投票法の問題が片付かないので憲法本体（の議論）はまだ先だというのは全くおかしな話。憲法と国民投票法、二つの議論を同時並行で進めていく。

外出できず、投票できない。憲法で保障された選挙権が行使できない重大な事態だ。投票できない状況は、国民投票法も同様。憲法違反の状態は放置されるべきではない。



国民投票法改正案の審議と各党の自由討議が行われた衆院憲法審査会=15日、国会で

えれば、本当に全国民の意見を反映できるのか。最低投票

きだ。 いう施策が必要かを議論すべ

足立康史氏（維新）コロナ禍で学んだのは、憲法や法律に緊急事態における統治の規律が十分でない中、国民の権利や自由への制限がなし崩し的に恒常化されることこそ恐れるべきだということ。権利保護や民主的統制のメカニズムを組み込んでおくことが重要だ。

山尾志桜里氏（国民民主）コロナ禍という緊急事態で感じるのは、「緊急事態条項」が危険なのではないということ。むしろ緊急時の権力行使に実態面、手続き面で粹付けがないこと、それを平時に冷静に議論していない状況こそが危険な状態を生んでいる。

野田毅氏（自民）安全保障

問題にせよ私学助成にせよ、日本はこれまで解釈改憲の才ンパレードで今日までやつてきた。世界情勢も変わったのだから、与野党、政局を超えて改憲を議論しなければならない時代になっている。

大串博志氏（立民）現実的に見て、憲法改正国民投票の可能性が目の前に迫っているわけではないのは誰の目にも明らか。議論の時間が限られているわけではない。CM規制も含めてみんなが納得するよう議論を尽くすべきだ。

盛山正仁氏（自民）二〇〇六年に国連総会で採択された障害者権利条約は、短時間でまとめることが大事だという強い意志を持つて協調と妥協を図り、結実した。国民投票法もこの考え方が当てはま

る。合意できたところから少しずつ改正を重ね、よりよいものに仕上げていくべきだ。
奥野紹一郎氏（立民） 国民投票法で大事なのは、投票にゆがみがなく、きちんと民意が吸い上げられる事。これなくしてどんなにいい（改憲案の）成案を得たとしても、きちんとした結果が投票に反映されない。（審議中の改正案を）急いで採決しても、公正な投票は担保されない。

る。合意できたところから少しずつ改正を重ね、よりよい

资源二